

関西学院大学
2012年度
自己点検・評価報告書
(付:大学基準協会認証評価結果)

法学部



2014年3月

本書は、大学評価（認証評価）のために本学が大学基準協会に提出した「関西学院大学 2012 年度 自己点検・評価報告書」（2013 年 3 月）と大学基準協会の評価結果（2014 年 3 月）である。

構成は、大学基準協会の評価結果（結果と総評の前文）、各章の報告書における本学の記述（1～3）と大学基準協会の評価結果であるが、章によっては評価結果がないものがある。

評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は 2021（平成 33）年 3 月 31 日までとする。

総評

貴大学は、1889（明治 22）年にキリスト教主義教育という理念のもと、神学部と普通学部を持つ「関西学院」として創立された。1932（昭和 7）年に「大学令」による旧制大学へと移行した後、1948（昭和 23）年に学校教育法により新制大学となり、学部・学科および研究科の改組、キャンパス開設を経て、現在は 11 学部（神学部、文学部、社会学部、法学部、経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部、人間福祉学部、教育学部、国際学部）、13 研究科（神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究科、人間福祉研究科、教育学研究科、司法研究科、経営戦略研究科）を擁する総合大学へと発展している。キャンパスは、兵庫県西宮市の西宮上ヶ原キャンパスのほか、隣接する西宮聖和キャンパス、同県三田市に神戸三田キャンパスと 3 キャンパスを有し、キリスト教主義に基づく教育・研究活動を展開している。

なお、経営戦略研究科経営戦略専攻は 2009（平成 21）年度に特定非営利活動法人 A B E S T 21 の専門職大学院認証評価を受けており、それ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。司法研究科は本年度に公益財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を、経営戦略研究科会計専門職専攻は本年度に特定非営利法人国際会計教育協会会計大学院評価機構の専門職大学院認証評価を受けているため、基準 4「教育内容・方法・成果」について、それぞれの専門職大学院認証評価結果に委ねる。

第1章 理念・目的

1 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

法学部では「ソーシャル・アプローチ」という理念を掲げている。¹⁻¹¹⁾

「ソーシャル・アプローチ」とは、H.F.ウッズウォース初代法文学部長の言葉である。その内容は、次の三点に要約することができる。第一に、日本における法学教育が官僚養成という目的を帯びていたことに対して、民間の自由な精神に基づく教育・研究を目指すこと。第二に、資格試験の準備教育や狭い意味での法解釈学に止まらず、広く深い社会的視野と教養を重視した教育・研究であること。第三に、建学の精神にのっとり、社会への貢献、社会的弱者に目を向けさせる視点を重視した教育・研究であること。すなわち、民間における自由の精神、広く深い社会的視野と教養、社会貢献(奉仕)の精神という三つである。

法学部は、この「ソーシャル・アプローチ」とキリスト教主義教育の理念のもとに、良識を基礎に、幅広い社会的視野から論理的に物事を考察し、社会現象について深く洞察する力を育み、もって“Mastery for Service”を体現する市民を育成するという目的を設定している。そして学科ごとには、次の目的を設定している。

法律学科: 広く深い社会的視野と教養に根ざした法学の研究と教育を通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富んだ有能にして心温かい市民を育成することを目的とする。

政治学科: 広く深い社会的視野と教養に根ざした政治学の研究と教育を通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富んだ有能にして心温かい市民を育成することを目的とする。

これらはいずれも関西学院学則第1章第1条第2項(別表)で定めている。¹⁻⁶⁾

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

「ソーシャル・アプローチ」を核とした理念・目的は、関西学院公式Webサイト¹⁻¹¹⁾、履修心得^{1-50)p.23~25)}には、そのままの形で、また、表現は媒体に合わせて工夫しているが、学部紹介パンフレット等^{1-51)1-52)p.65・66)}を通じて、様々な形で大学構成員及び社会に公表されている。その他、学生には、学部長挨拶、オリエンテーションやチャペルアワー、スタートアップ演習の場などでも折にふれ周知されている。また受験生にも、オープンキャンパスや説明会等で説明している。さらに、『関西学院大学法学部50年史』¹⁻⁵³⁾などの学部の歴史を示す基本文書、後援会への学部紹介¹⁻⁵⁴⁾などでも、明示している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

関西学院大学は大学基準協会の大学基準に準拠した基準により学部長の責任の下、法学部自己点検・評価委員会が自己点検・評価を毎年実施しており、本項目についても毎年点検・評価を行っている。法学部では、毎年の自己点検・評価過程において自覚された改善の必要性から、理念・目的、3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)の記載確認を行い、学位授与方針等を始めとする諸文書を整備してきた。¹⁻¹⁰⁹⁾

の点を踏まえ、2012年度に、諸文書の定期的検証手続を全体として明確化するようにした。¹⁻¹¹⁰⁾¹⁻¹¹¹⁾なお、2012年度に行われた新入生に対するアンケートなどを通じて関西学院大学法学部選択の理由などを調査することも、この適切性に対する判断の一つの材料になると考えている。

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

第一に、理念・目的、教育目標、さらに学位授与方針などの諸文書の整合性を向上させてきた(2010年度には、従来の理念・目的の記述が、実施目標水準の記述であったので、その点を学部としての理念・目的の水準に表記を改め、2011年度に学位授与方針を始めとする複数のポリシーを「理念」等と整合的に作成することを進行させたなど)。

また、第二に、定期的検証の体制を改善し、実施に移してきた。¹⁻¹¹⁰⁾¹⁻¹¹¹⁾

(2) 改善すべき事項

基本的な体制の整備は確立しているが、今後、諸文書の整合性や適切性の点においてさらに検討しつつ、制度化されたメカニズムが円滑に進むように実績を重ねていく。¹⁻¹¹¹⁾

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

理念・目的、教育目標、学位授与方針などの一元的な検証、及び周知・公表について文書に定められたとおり、各担当委員会にて検証・確認を定期的に行う。¹⁻¹¹⁰⁾

(2) 改善すべき事項

理念・目的の自覚化の試みを、広報委員会等を通じて検討を続け具体化する。例えば、チャペルアワーや法政学会での講演会を利用するなどの検討を行い、可能などころから実施する。

諸文書の整合性や適切性の点に留意しつつ、制度化されたメカニズムが円滑に進むように実績を重ねていくため、毎年自己点検・評価の際にこれらの点についてチェックを行っていく。

評価結果

総評

「学則」等における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の内容が、法学部の法律学科と政治学科の同目的の文章では、「法学」と「政治学」の文言以外が同一であるので、それぞれの違いをさらに明確にすることが望まれる。

第3章 教員・教員組織

1 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

法学部として「求める教員像」についての明文化された一般的な基準は存在しない。教員に求める能力・資質等としては、大学設置基準に定められている水準の高い研究・教育能力の具体化としての教員採用・昇任における基準が、「教授、准教授、助教及び専任講師の任用に関する規程」³⁻¹⁾「教員選考基準」³⁻²⁾、さらに法学部においては、「法学部教員選考基準内規」³⁻³²⁾「人事の進め方ルール」³⁻³³⁾「経法連携コース設置にともなう共同人事の進め方に関する申し合わせ」³⁻³⁴⁾「非常勤講師の採用についての申し合わせ」³⁻³⁵⁾によって、業績や教育経験についての基準、及び手続きが定められている。法学部としての「求める教員像」は、これらの基準に表現されている。

「教員組織の編制方針」について法学部教員組織は、法学部教授会が全体を包括するとともに、専門領域において法律・政治の学科に、また外国語を含め細分化された研究室に編制されている。さらに、教育におけるコース制に対応するため、研究室横断的にコース会議を設けて運営にあたっている。宣教師、及び宗教主事も教授職で置かれ、大学及び法学部の教育理念の実現のためのスタッフィングがなされている。

なお、個々の人事案件について、法学部全体での検討を行う人事諮問委員会を設置している。この委員会では、既存学科目の見直し、教員の年齢等を含む構成、求められる能力、そのための募集方法などについて検討を行っている。そして、教員募集の際には人事諮問委員会の意見を踏まえて人事選考委員会が具体的な採用基準や方針を決定している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

教員数は、大学設置基準をクリアしている。「教育課程に相応しい教員組織」という点では、大人数科目の減少や少人数科目の増大などが望まれ、教員学生比の持続的改善が必要だが、充分果たされていない。³⁻⁶⁷⁾しかし、学部全体では、停滞のない教員採用手続きの実施、³⁻¹⁷⁰⁾カリキュラム改革による法律・政治学科共通コースの充実³⁻⁷⁶⁾、外国語担当教員の専門教育への参加³⁻¹⁷¹⁾など専門教育の充実の努力を行っており、専任教員による担当比率が全学的な水準では比較的高い。³⁻⁶⁷⁾

2003年度以降、外部実務家教員の担当が望ましい科目を新たに設置してきた。例えば、2期連続中央官庁から派遣された任期制教員が法経連携コースの講義に当たっている。さらに寄付講座の招聘についても現在交渉中であり2013年度には実現することが期待されている。ゲストスピーカー制度や客員教員制度も運用されており、法曹界、マスコミ界や海外の大学からの人材も多く教育活動に参加している。^{3-77),3-78),3-79)}

英語契約教員の採用は、外国語研究室を中心に検討を続けているが、適切な人材が得られるか、頻繁な人事採用手続きの負担に耐えられるかなどの問題点が指摘されており、現状では採用が望ましいという結論には至っていない。

教員学生比率³⁻⁶⁷⁾、教員の年齢構成バランスの適正化³⁻⁷²⁾、女性教員比率の上昇³⁻⁸⁰⁾や英語による講義能力のある教員の採用促進など個別の人事採用に関する方針について、現時点では、自己評価の際の指針に基づき学部長からの示唆として人事諮問委員会で個々の採

用予定ポストの性格を勘案しつつ、検討がされ、人事選考委員会で決定している。

司法研究科との連携については、2009年度から連続して法学部から司法研究科に14名が出講しており、かつ司法研究科からも相当な数の開講が行われている。³⁻⁸¹⁾ さらに、2013年度からは司法特修コースが開設され、司法研究科との人事交流も一層深まる予定である。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

法学部での採用・昇任については、採用・昇任のための業績基準や教育経験基準を学部独自に具体的に定め、この基準に基づいて採用・昇任人事を行い教員の能力・資質の確保に努めている。教員の能力・資質の確保の観点から、募集は全国公募を原則とし、採用審査にあたり、必要に応じて、研究業績による研究能力の外部研究者によるチェックのほか、教育能力のチェックの観点から候補者に模擬授業を義務づけている。

なお、非常勤講師の採用についても、明文化された基準「非常勤講師の採用についての申し合わせ」(2010年度改訂)³⁻³⁵⁾ を設け適宜改訂して、その採用人事の適切性を確保している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

基本的には、全学的な、授業評価の実施やFD推進体制の整備に沿っている。学部としてはFD活動検討委員会を設置し毎年FD研究会を開催している³⁻¹²⁴⁾ 他、人権教育に関する研究会の実施も定例化している。また、学生自治会が毎年アンケートを取り、学部教育に対する要望について学部執行部と懇談会を開催している。³⁻¹²⁵⁾

教員の研究活動の評価については、①採用・昇任の際、研究業績についての量的基準及び審査委員会による質的審査を踏まえ、教授会にて最終の審査がなされている、②個別には、Webサイトの研究業績データベースによる公開がなされている、という点で、行われている。

能力向上にとって不可欠の教育・研究環境の整備については、第一に教育については、欠員補充による定員確保や教育補助者制度(T・A・L・A制度)の整備、ゲストスピーカー制度の運用などによって進められているし、第二の研究については、個人割当の研究費の増額が見込めないとはいえ、基本的には、従来の水準を維持した上で、その効率的な執行を行うべく図書費などを中心にして図書委員会による継続的な改善が行われている。2012年度からは、新たにデータベースの新規購入の仕組みが導入された。なお、学部全体としての科研の採択率などの他学部との比較情報は、適宜共有されている。在外研究制度及び特別研究期間については、全学的な基準にしたがって行われており、すべての教員が定期的に、1年以上海外において、あるいは講義科目などの負担を負わないで、研究に専念できる体制にある。

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

ゲストスピーカー、他組織との連携による外部講師の導入、司法研究科との教員の協力、冠講座の実現へ向けての努力など、多様な試みが行われてきている。学部の国際化に向けて、英語での開講科目の増大を念頭に、2012年度には国際政治の人事を行った。³⁻¹⁵³⁾

(2) 改善すべき事項

2009年度に改善事項を掲げている³⁻¹⁵⁴⁾ ので、それぞれについて方策を取るべく対策を行ってきた。

年齢構成:40歳未満教員の比率が低い点が問題である。³⁻⁶⁷⁾

外国研究機関との研究交流の強化:十分ではない。³⁻¹⁵⁵⁾

女性教員比率：女性教員比率が一時的に2011年度に低下した。³⁻⁸⁰⁾ 積極的差別是正措置(ポジティブ・アクション)を取るべきかについて、合意が存在しておらず、同等能力の場合にこの基準に配慮することが望ましいという水準が現政策となっている。

なお、教員学生比については、大学設置基準などはクリアしているが、学長直属教員や外国語担当教員が含まれているので、特に学部の専門教育に携わる教員に対する学生の比率が高すぎる点について改善が必要である。³⁻⁶⁷⁾

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

司法研究科との教員の協力を円滑に行うため、法学部・司法研究科教務連絡会を設置する。学部の国際化に向けては、2013年度も英語で専門科目の授業ができる教員の人事を引続き行う。

(2) 改善すべき事項

2009年度に改善事項を掲げている³⁻¹⁵⁴⁾ ので、それぞれについて方策を取るべく対策を行ってきた。個々の状況把握のためのデータ整理が行われてきているので、そのモニタリングを図りつつ、改善を図る。

「年齢構成」「女性教員比率」については、人事諮問委員会での検討を促す。「外国研究機関との研究交流の強化」については、人事的交流を行いつつ、共同の取り組みを進める。「司法研究科学生ないし修了生の活用」について司法特修コースの開設とともに、具体的な形を策定する。

全体としての教員学生比の改善については、少なくとも当面は実現可能性が薄い。2012年度からは、T.A.やL.A.などの教育補助者の導入の実績を上げたが³⁻¹⁵⁷⁾、さらに、有能な非常勤講師の活用によって、全体としての教育力を高めるようにしたい。

FDについては、試行段階のIRの結果を今後定期的組織的に把握して学生の学修状況を把握し、成績不振者や教育懇談会での保護者との面談において具体的なデータをもとにしたアドバイスをするなど教育改善に生かせるようにする。³⁻¹⁵⁸⁾

評価結果

総評

教員組織の編制方針は明文化されていないが、法律学科および政治学科の専門領域を考慮して編制されている。またコース制の導入に伴い、研究室横断的に「コース会議」を設けており、大学および貴学部の理念実現に向けた検討がされている。

教員の募集・採用・昇格は、全学的な規程のほかに、教育研究業績についての基準および手続きを定めた「法学部教員選考基準内規」に基づき、適切に行われている。また必要に応じて、外部研究者による審査を行うなど、教員の能力・資質の確保に努めている。

教員の資質向上を図る取り組みについては、全学的な活動のほかに、学部教育に対するさまざまな要望について、学生との懇談会を開催するなど、教育および学部運営に対する意識向上を図っている。

教員組織の適切性については、「人事諮問委員会」により、年齢構成のバランスなど、教員組織の在り方について検証を行っている。検証の結果、40歳未満教員の比率が低いこと、外国研究機関との研究交流が十分ではないこと、大人数科目を減少し、少人数科目を拡充させることなどが課題とされているので、貴学部の方針および計画に即して実行されるよう期待する。

第4章 教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

教育目標：法学部は①科学的な思考方法の修得、②広範な知識と社会的視野の獲得、③正しい価値観と豊かな人間性の形成、④人権感覚の陶冶、⑤国際的・地球的な視野の確保、とする5つの教育目標をおく。[4.1-15](#),[4.1-16](#),[4.1-17](#)p.23～25

学位授与方針：上記の教育目標の下、法学部では2012年度から実施するための新たなカリキュラム改正に取り組むため、2010年度から議論を重ねてきた[4.1-18](#)。2011年度には新カリキュラム実施のための準備作業を整える一方で、カリキュラム改正に際しての議論をベースとして、法学部の学位授与方針をとりまとめた。すなわち、関西学院大学法学部は、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づき、法学・政治学の教育を通じ社会に広く貢献できる人材を育成することを目的として、所定の年限在学し所定の単位を修得し、下記の知識や能力あるいは技能などを習得したと認められる法学部生に、学士号を授与する。として次の4点を定めるものである。

＜関心・意欲＞法学や政治学の視座から市民社会における自由の精神や基本的人権の重要性を理解し、社会に貢献しようとする関心と意欲を有する。

＜知識・理解＞広い社会的視野と教養を有し、法学または政治学の専門的知識を修得している。

＜技能・表現＞グローバル化する市民生活に不可欠な実践的学習能力とスキルおよびコミュニケーション能力を有する。

＜思考・判断＞課題発見・解決のための総合的思考力と判断力とともに、法律学科学生においては法的思考(リーガル・マインド)を、また政治学科学生は市民社会的思考(シヴィック・マインド)を身につけている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

法学部では2012年度から実施するための新たなカリキュラム改正に取り組んできた。2011年度はその準備作業を整える一方で、カリキュラム改正に際して教員間で重ねてきた議論をもとに、教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を以下のようにとりまとめた。

法学部は、学位授与方針に明記されている人材養成目標を達成するために、下記の重点項目を含むカリキュラムを編成し、これを実施する。

①市民社会における自由な精神、人権や社会奉仕の重要性を主体的に深く理解するとともに、広い学際的、国際的な視野を深めることのできる科目

②専門的知識をコースごとに系統的に修得する科目

③複数の言語によるコミュニケーション能力を習得し、多文化理解を促すことを目的とする科目

④基礎的な学修技能を習得することができる科目

⑤以上の科目により習得した知識や能力を活用して課題発見や解決策を考察・討議する、主に少人数での双方向的な演習科目

以上の5つを柱に、カリキュラムを編成し、実施する。(4.1-17)p.23~25,4.1-57),4.1-58)

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

<教育目標>

教育目標は、法学部の理念・目的と共に、履修心得(4.1-17)p.23~25 および法学部のWebサイトに明示されており(4.1-16)、このページへは関西学院公式Webサイトからもリンクされる。(4.1-15)

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針>

カリキュラム改正に並行して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を策定するに当たっては、学部長室委員会で検討した素案を元に、2011年度の教授会で議論、審議を重ねた上で決定した。(4.1-76) これらの学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、履修心得、教務部Webサイト、法学部Webサイトに明示しており、大学構成員への周知、ならびに社会への公表がなされている。(4.1-17)p.23~25,4.1-57),4.1-58)

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針およびカリキュラム・マップの適切性については、教務主任がコンビナーを務める法学部FD活動検討委員会で定期的に検証する体制を組んでいる。

2012年度は5月に開催した第1回FD活動検討委員会において検討し、6月の教授会において報告した。(4.1-96),4.1-97)

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

評価結果

総評

5つの教育目標に基づき、「広い社会的視野と教養を有し、法学または政治学の専門的知識を修得している」など、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を学位授与方針に示している。また、「専門的知識をコースごとに系統的に修得する科目を編成する」などの5項目の教育課程の編成・実施方針が定められている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、教務主任が進行役を務める「法学部FD活動検討委員会」で定期的に検証する体制をとり、「教授会」に報告をしている。しかし、「法学部FD活動検討委員会」は議事録が取られていないので、検証内容が組織内で共有がなされるよう、整備が必要である。

第4章 教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

1 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜カリキュラム改正＞

法学部ではカリキュラム改正を行い、新カリキュラムは2012年度から実施されている。教育課程の編成・実施方針および学位授与方針は、カリキュラム改正に際して、法学部での教育のあり方について教員間で重ねてきた議論をベースにとりまとめたものであるため、新カリキュラムは教育課程の編成・実施方針および学位授与方針を具現化したものになっているといえる。新カリキュラムの主なポイントは次の3点である。

コースの再編成：第1点は、学生が各自の関心および進路希望に合わせて専門的知識を系統的に習得できるように、コースを再編成したことである。①司法特修コース、②司法コース、③企業法務コース、④国際法政コース、⑤公共政策コース、⑥政治システムコースの6つのコースをおき、法律学科の学生は①②③④⑤のコースから、政治学科の学生は④⑤⑥のコースから選択する設定とした。両学科生が選択できる⑤の公共政策コースは、経済学部と連携したコースとなっており、経済学部の開講科目も広く受講できるよう配慮している。学生は2年生の秋学期から各自の進路に合わせてコースに分かれて学習する。①司法特修コースは新カリキュラムにおいて新設されたコースで、法曹を目指す学生を対象とし、人数を制限した選抜制をとり、他のコースよりも早く2年生春学期からコースを開始する。これにより、学生が早くから集中的に勉強し、早期卒業して司法研究科に進学し、最短で入学から5年で司法試験を受験することも可能とする。

演習科目の種類増加：第2点は、演習科目の種類を増やしたことである。初年次教育として1年生春学期に開講する「スタートアップ演習」を必修科目とするが、この他に、法学部開講演習科目群として多彩な演習科目を開講する。すなわち、1年生秋学期には基本演習が、2年生には幅広い学びを提供する法政教養演習と、模擬裁判を体験する模擬裁判演習が、3、4年生には、さらに専門性を深めるための法学研究演習Ⅰ・Ⅱおよび政治学研究演習Ⅰ・Ⅱ、法政文化教養演習Ⅰ・Ⅱが開講される。これに加えて各コース別に、上述②から⑥の各専門コースにおいては、2年生対象のコース導入演習と、3、4年生対象の実務家教員による実践演習ABが、①司法特修コースにおいては、2年生対象に、憲法、民法、刑法、民事訴訟法の各発展演習と、実務家教員による実践演習Aが、3、4年生対象には実践演習B・C・Dとケースメソッド民法演習、ライティング演習が開講される。学生はこれらの法学部開講演習科目群の中から2単位以上を選択して履修することとなる。

学年を配慮した科目の配置：第3点は、旧カリキュラムと同様に、専門科目については入門的な内容のものから専門性の高い内容へと順次学べるように、学年を配慮して科目を配置していることである。1年生、2年生に開講される専門科目の中でも、基本となる「専門導入科目」および「専門基幹科目」に該当する科目については、時間割を固定し、必修科目である言語科目と重ならないように配慮している。[4.2-22](#)、[4.2-1](#)、[4.2-23](#)

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

初年次教育：初年次教育については、2011年度以前の入学生を対象とする旧カリキュラムにおいても、1年生に対し通年4単位の必修科目として「基礎演習」を開講し、1クラス20人から25人の少人数での双方向式授業により行ってきた。^{4.2-63)} ただし授業内容は各担当者に任されており、共通のシラバス制度は採っていなかった。2012年度入学生以降を対象とする新カリキュラムにおいては、初年次教育をさらに強化するため、1年生の春学期に必修科目として2単位の「スタートアップ演習」を設置し、少人数クラスに分けた上で、共通のテキストを用い、共通のシラバスによって、新入生の大学での学びの導入となるようめざした。法学・政治学の専門科目を学習するために不可欠な基本的知識や学習方法を記載した「法学・政治学学習ガイドブック」を教員が執筆して作成し、春学期の前半はこれをテキストとして全クラス合同、あるいは学科別合同で、オムニバス形式での講義をおこない、後半は、コミュニケーション・スキルやディスカッション・スキルを高めるため、2クラスごとに分けて統一のシラバスによる演習形式でのワーク学習を中心とした。旧カリキュラムの「基礎演習」に当たる演習は、1年生の秋学期に2単位の「基本演習」を選択科目として設置し、「スタートアップ演習」で基礎的な知識とスキルを習得した1年生が各自自由に選択できるよう配置した。^{4.2-64),4.2-1),4.2-65)}

開講科目：法律学科、政治学科のいずれも、基礎科目群、専門科目群、教職等関連科目に分けて授業科目をおく。それぞれの学科の専門科目の種類は充実しており、他方で教養科目とのバランスも取れている。^{4.2-66)}

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

かねてより模索していた初年次教育の更なる強化を、入学直後の1年生に対し共通のテキストを用い共通のシラバスにより行う「スタートアップ演習」という形で実施にこぎつけた。^{4.2-65)} 共通テキストとして今回新たな試みとして作成した「法学・政治学学習ガイドブック」は、1年生が法学部で学んでいく上で必要な情報を集めたものであり、「スタートアップ演習」履修後も、学生が繰り返し参照し得る内容になっている。^{4.2-64)}

他方で、法律に高い関心と意欲を持つ学生を、密度高く教育して法曹界への進路をサポートする試みとして、新カリキュラムにおいて司法特修コースを設置したが、2012年度入学の1年生への入学直後に実施したアンケートでは、同コースへの学生からの関心も高く、手ごたえを得ている。^{4.2-89)}

(2) 改善すべき事項

1-(1)、(2)で述べたように、法学部ではカリキュラム改正に平行して教育課程の編成・実施方針、およびカリキュラム・マップも策定したが、教員サイドで考えている各開講科目のカリキュラムの中での位置づけを、学生に明確に伝えなければカリキュラム改正の効果も十分には上がらない。そのため、当該科目が入門科目か発展科目かなどの位置づけをより明確に示す方法を策定する必要がある。さらに外国の大学ではナンバリングの方法が一般的に用いられているため、グローバル人材養成のための交換留学促進に伴い外国大学との間の単位相互認定の必要性が今後一層見込まれることから、ナンバリングの採用を検討する。^{4.2-96)}

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

「スタートアップ演習」でテキストとして用いた「法学・政治学学習ガイドブック」は、今後も内容を更新しつつ作成する。司法特修コースは選抜制をとるため、意欲の高い学生がコースを希望してくれるよう、募集要項、コース説明会などで折に触れてさらに学生をエンカレッジしていく。[4.2-22\)p.76,4.2-101\)](#)

(2) 改善すべき事項

法学部の各開講科目のカリキュラムの中での位置づけを、学生に明確に伝え、カリキュラム改正の効果を上げるために、開講科目にナンバリングをし、例えば各科目が入門科目か発展科目か等の科目の位置づけを学生に一層明確に示せるようにする。拡大カリキュラム委員会が検討主体となり、外国の大学で実施されているナンバリングの資料を参考にして、法学部に適したナンバリングの方法を検討し策定する。[4.2-106\)](#)

評価結果

総評

2012（平成24）年度からの新カリキュラムでは、学生が各自の関心および進路希望に合わせて専門的な知識を修得できるように、各コースが再編成された。具体的には6つのコースを置き、法律学科の学生および政治学科の学生がそれぞれ選択を可能にしている。さらに、演習科目の種類を増やして、体系的な履修に配慮した科目配置となっている。また、法律学科および政治学科の専門科目は多様であり、教養科目とのバランスもとれており、教育課程の編成・実施方針に沿ったカリキュラムである。

初年次教育をさらに強化するため、1年次の春学期に必修科目として「スタートアップ演習」を設置し、共通のシラバス、テキストを用いるなど、新入学生の導入教育として工夫されている。

教育課程の適切性については、教務主任が進行役を務める「法学部FD活動検討委員会」で定期的に検証する体制を組んでおり、「カリキュラム委員会」、「教授会」が機能している。

第4章 教育内容・方法・成果

3. 教育方法

1 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

授業形態：法学部では大教室での講義形態の授業が多くなりがちであるため、新カリキュラムでは、少人数による双方向式の授業である演習科目の種類を増やし、学生が多様な演習科目において主体的に授業に参加する機会を増やした。また1年生春学期に必修科目として開講する「スタートアップ演習」では、最後にワーク学習の総まとめとして、法学部の魅力を伝えるアイデアコンテストを行う。まずは各クラスで同一の課題に取り組み、最終週は1年生全員が集まって、各クラスの代表グループによる決勝戦を実施し、教員および学生が審査員となって最優秀グループを決定する形を取り、同じ課題を他のクラスの学生がどのように取り組んだかを学生たちが互いを知る機会を持てるように配慮した。^{4.3-23)}

T.A.、L.A.の活用：従来より、法学部では大学院後期課程の学生の教学補佐(Teaching Assistant、T.A.)による学修相談を行ってきた。これは予約制により、学生が大学院生に授業についての相談をするものである。教員よりは身近な先輩への相談ということもあって学生に利用されている^{4.3-24)}。また2012年度から新たに、学部の授業においてT.A.およびラーニング・アシスタント(Learning Assistant、L.A.)の活用を始めた。1年生の春学期開講の「スタートアップ演習」において、ファシリテーターとしてTAが必要であったため、学部の予算から1年分のT.A.の費用を支出し、外部業者と協力してT.A.の研修を事前に行ったうえで、まずは2012年度春学期に「スタートアップ演習」においてT.A.の活用を実施した。さらに2012年度秋学期については、2012年3月に法学部教員を対象にT.A.の利用希望のアンケート調査を行い、希望者の授業にT.A.を配置することとした。他方で、2012年度春学期に大学本部より教育研究活性化資金が支給されることとなり、これを利用して、希望する教員の2012年度春学期の授業に、こちらは学部生による補佐要員であるL.A.を配置した。また2012年度途中において、2012年度秋学期についても大学全体の制度としてL.A.配置の予算がつくこととなったため、再度教員の希望を募り、2012年度秋学期にもL.A.を活用することとなった。T.A.、L.A.の活用は、受講生への学修指導を充実させるのみならず、T.A.およびL.A.として授業補佐として入った学生自身の成長にも資するものであり、効果が期待される。^{4.3-25)}

履修科目登録の上限設定：旧カリキュラムでは、3年生、4年生は年間の履修登録単位数を60単位以内としていたが、単位の実質化を図り、登録した授業に学生がしっかり取り組む姿勢を奨励するため、新カリキュラムでは、1年生から4年生まですべて年間履修登録単位数は48単位以内とした。ただし、「能力」と「意欲」を有し、授業外の学習を効果的、効率的に行っていると学部が判断した学生には、単位数制限を緩和している。すなわち、司法特修コースを希望し、1年生終了時の成績により同コース所属を認められた学生、および法学部での学修に加えて他学部でも専門的に学ぶ「意欲」を持ち、ジョイント・ディグリーへもつながる複数分野専攻制プログラム(MDSプログラム)を履修する学生については、早期卒業をサポートする意味からも2年生以降は各学期28単位(年間56単位)までの履修を認める。また、2年生終了時点で成績がGPA上位5

パーセント以内の優秀な学生については、その「能力」を評価し、3年生以降各学期28単位までの履修を認めて、早期卒業を希望する者にはそれを容易にする体制をとる。さらに編入学生は、編入学試験により「能力」を判断し、2年間で卒業を目指すという「意欲」も認め、編入後の履修状況をサポートするために各学期28単位までをそれぞれ認めている。^{4.3-26)p.25-26}

学生の主体的参加を促す授業方法:演習科目では学生からの報告、発表を元に双方向的な授業が展開されるが、演習科目における学生の主体的な活動をさらに支援するため、法学部・大学院法学研究科・大学院司法研究科に所属する教員と学生・大学院生によって構成される自治的な団体である「法政学会」^{4.3-27)}の演習活動補助金および教育研究活性化資金が有効に利用されている。^{4.3-28)}他大学との合同ゼミ合宿を本学法学部のゼミが実施する場合には、これに参加する学生に補助を行っており、^{4.3-29)}また2011年度はこれらの補助により、政治学研究演習の学生がインドおよび香港に赴き、現地での交流および活動を行った。^{4.3-30),4.3-32)}

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

シラバスの作成・公表方法:教員は大学で統一された方法に従い、Webサイト上でシラバスを作成し、作成したシラバスは関西学院公式Webサイトにて公表されている。^{4.3-88),4.3-1)}

シラバスに基づく授業の展開:定期的実施している学生への授業アンケートには常に「授業がシラバス通りに行われているか」を問う項目を入れている。^{4.3-89)}2011年度の授業アンケートでは、5点満点での平均点が、春学期は専門科目:4.2、演習・実験科目:4.5、語学科目:4.2、その他の科目:4.3、秋学期は専門科目:4.2、演習・実験科目:4.4、語学科目:4.2、その他の科目:4.2、となっており、おおむねシラバス通りの授業展開がなされている。授業アンケートの結果は他の回答と合わせて担当教員にフィードバックされている。^{4.3-90)}

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

GPA制度:本学ではGPA制度が統一して導入されており、法学部もこれにしたがっている。^{4.3-112)}GPA制度の趣旨に沿った適正な成績評価を実行するため、各科目の採点結果が極端に高得点あるいは低得点に偏ることのないよう、定期試験実施に際しては各教員に注意喚起がなされている。^{4.3-113)}試験結果が出された後は、講義ごとに受講生の得点分布を取りまとめ、紙媒体の形で教員の閲覧に供されてきたが、^{4.3-114)}2012年度春学期分より、従来の紙媒体による閲覧方法に代えて、科目別の成績統計表をパブリックフォルダに掲載することとなった。掲載期間は4学期間としている。^{4.3-115)}他方で、1-(1)で述べたように、2年生終了時点で成績がGPA上位5パーセント以内の学生については、3年生以降の各学期について、他の学生の履修登録制限よりも4単位多い28単位までの履修登録を認めており、成績優秀者が早期卒業を希望する場合はそれをサポートする体制をとっている。^{4.3-26)p.25~26}

試験内規:試験については法学部内規に定める。言語教育科目については、授業欠席回数が一定限度を越えると学期末試験の受験資格を失うとするルールを定めて適切な単位認定を図り、その旨を法学部内規に明記し学生に周知している。また、全ての科目について成績調査制度を設け、学生が成績について疑義ある場合には、成績発表後の一定期間に所定の手続により調査を願い出る事が出来るよう配慮している。これは学生から書面により事務室に提出された成績伺いに対し、教員が書面によって事務室を通して回答する制度であり、学生と担当教員が直接接することなく学生からの疑義に対応するもので、やはり適切な単位認定を図るためのものである。^{4.3-26)p.25~26}教員が成績をいったん提出した後に成績変更をする場合には、その理由とともに教授会にその旨を提示し審議に付されることとなっており、手続の透明化が図られている。

単位認定：単位認定は、学則に従い厳格に行っている。^{4.3-98)第18条} 編入学等で入学する学生が前所属大学で取得した既修単位については、法学部内規に基づき、適切に換算し、単位認定を行っている。^{4.3-26)p.31}

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

FD研究会：法学部ではFD研究会を定期的に開催し、教育内容・方法の改善についての意見交換、および勉強会を行っている。2011年度のFD研究会は、11月に開催され、新カリキュラムの「スタートアップ演習」において学生に配付しテキストとして用いるために、教員が分担執筆して作成する「法学・政治学学習ガイドブック」の内容及び授業における活用方法について意見交換を行った。学習ガイドブックに掲載すべき具体的な内容、記載方法について出された意見を踏まえ、来年度の改訂を行う。^{4.3-139)}

FD活動検討委員会：2011年度に策定した学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、カリキュラム・マップについては、FD活動検討委員会において定期的に検証を行う事とし、2012年5月に第1回の委員会を開催した。^{4.3-140),4.3-141)}

IRによる教育成果の検証：2011年度に試行的にIR事業を導入し、学生のアンケートを実施した。もっとも未だデータを比較対照し検証するにはいたっていない。^{4.3-142)}

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

教学補佐(Teaching Assistant、T.A.)、ラーニング・アシスタント(Learning Assistant、L.A.)を授業補佐要員として活用する事が出来る体制が整えられた。^{4.3-25),4.3-166)} 2006年度の認証評価結果でもコメントされたように、^{4.3-167)} 法学部は大人数での講義が多く、資料配付や出席チェックなどにおいても教員の負担が少なくなかったが、T.A.、L.A.を活用することで、この点についての教員の負担が緩和され、授業の質を一層高める事が出来るようになった。また、T.A.、L.A.については、単なる補助要員にとどまらず、演習科目などにおいて学生の議論を活性化させるためのファシリテーターとしてのT.A.、L.A.の活用も実施されるに至った。T.A.、L.A.の活用は、T.A.、L.A.となる学生自身の成長にも資するものであり、今後の成果が期待できる。

(2) 改善すべき事項

2011年度に試験的に導入したIR事業は、まだデータが比較対照できる状況には整っていない。これを効果的に活用するには、継続的なデータの収集が必要となる。^{4.3-142)}

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

授業補佐要員としての教学補佐(Teaching Assistant、T.A.)、ラーニング・アシスタント(Learning Assistant、L.A.)の活用制度を一層充実させる。大学全体としてのL.A.制度は、原則当該科目を履修、修得した者がL.A.として入る事が出来るとの制度になっており^{4.3-174)}、4年生のみを対象とする専門演習などの科目にはL.A.が入れないため、大学院生のT.A.を活用することとなる。T.A.とL.A.の役割分担をうまく調整して、一層の効果を挙げるよう配慮する。

(2) 改善すべき事項

IR事業を継続的に導入する事が決定されたため^{4.3-178)}、今後もデータを継続して収集し、比較

対照できる体制を整える。

評価結果

総評

教育課程の編成・実施方針に基づいて、少人数制による双方向式の授業である演習科目を多く開設している。しかし、編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限が各学期28単位（年間56単位）と高いので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

授業改善に向けた取り組みについては、「FD研究会」を定期的に行い、教育内容・方法の改善に向けた意見交換を行っている。また大学での統一した授業調査アンケートの結果を教員に報告し、効果的な授業を行うための情報を得ている。

教育内容・方法に関して、「FD活動検討委員会」において、定期的に行い検証を行っている。教育課程の改善とより高い教育成果を生むために、2011（平成23）年度からカリキュラムの改善と実施に向けて議論を重ねている。

大学に対する提言

○努力課題

***対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2017（平成29）年7月末日までに本協会に提出することを求める。**

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限について、編入学生性に対して法学部は56単位と高く、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

第4章 教育内容・方法・成果

4. 成果

1 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

授業調査：大学での統一した授業調査(授業アンケート)の方法にしたがい、法学部においても定期的に授業調査を行ってきた。マークシートによる質問項目には、学生がその授業によってどのような成果を得たかを問う項目も含めており、この点に関して学生に自己評価を求めている。マークシート式での質問方式に加え、自由記述での回答も各教員が任意で追加出来る形をとり、さらに情報を収集することを可能にしている。自由記述式の回答は教員が各自受取り、マークシート式の授業調査結果は、集計の後に各教員にフィードバックされるとともに大学のパブリック・フォルダにアップされ公開される。これらにより、学生の自己評価を含めた授業に対する学生の意見を聴取し、さらに効果的な授業を行うための情報を得る制度を構築している。^{4.4-19),4.4-20)}

IRによる教育成果の検証：2011年度に試行的にIR事業を導入し、学生のアンケートを実施した。これにより教育成果の検証を、一部であるがなすことが出来る。もっともデータを経年的に比較対照して検証するには未だ至ってはいない。^{4.4-21)}

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

学則：学生の卒業必要単位数は学則に明記され、これは関西学院公式Webサイトの教務部のページ、履修心得において公表され、学生への周知が図られている。^{4.4-68),4.4-69)p.77}

学則別表：法学部生は各学科により、さらに選択したコースにより、卒業に必要な科目の内訳は異なるが、その詳細については学則別表に明示されており、学則別表は履修心得に添付されるとともに、関西学院公式Webサイトからも閲覧する事が出来、学生に周知が図られている。^{4.4-63),4.4-69)巻末}

卒業判定会議：所定の卒業単位を満たした学生についての卒業判定は教授会においてなされ、厳正な学位授与手続が図られている。^{4.4-70)}

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

なし

(2) 改善すべき事項

なし

評価結果

総評

卒業要件は「学則」に明記され、各学科、選択したコースにより、卒業に必要な科目の内訳は異なるが、その詳細については、『履修心得』、ウェブページにて学生に周知が図られている。

GPA制度が導入されているが、各科目の採点結果が極端に偏らないように、配慮している。また成績調査制度を設け、学生が成績に疑義がある場合に対応し、適切な単位認定となるよう配慮している。

学位授与は、「学則」「学位規程」に基づき、「教授会」において、厳正な手続きのうえ行われている。

第5章 学生の受け入れ

1 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

法学部は、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づき、広く深い社会的視野と教養に根ざした法学・政治学の研究と教育を通じ、法と政治の基礎にある自由と人権、正義を重んじ、社会に奉仕する精神に富んだ有能にして心温かい市民を育成することを目的としている。またこの目的を達成するために、①科学的な思考方法の修得、②広範な知識と社会的視野の獲得、③正しい価値観と豊かな人間性の形成、④人権感覚の陶冶、⑤国際的・地球的な視野の確保という教育目標を定め、a)学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価の得られる力の習得、b)少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成という実施目標を置いている。よって法学部は、こうした目的と目標を十分達成し得る学生の育成のため、基本とされる教科を着実に学習しているだけでなく様々な社会問題や社会現象に幅広く関心の持てる学生を受け入れることを方針として、多様な選抜方法を採用している。特にAO入試については、リーダーとしての能力、優れたコミュニケーション能力をもつ学生の受け入れを方針としている。また2011年度から、スポーツ能力に優れた者を対象とした入学試験(以下、スポーツ選抜)を実施。「入学後、学業と体育会でのスポーツ活動を両立させる強固な意欲を持ち、学業に努力し所定の卒業条件を達成する強い意欲をもつ者」の受け入れを掲げている。⁵⁻¹⁴⁾

また指定校・協定校推薦については、個性的で法学・政治学を学ぶ目的意識を持った学生、高等部推薦入試では建学の精神を学んだ学生の受け入れを方針としている。⁵⁻¹⁷⁾

こうした学生の受け入れ方針については、指定校・協定校推薦、高等部推薦以外は、入学試験要項やWebサイトなどで明示・公表するとともに、大学全体の説明会でも適宜説明を行っている。^{5-5),5-6),5-15)} なお障がいのある学生については、大学入試センター試験の受け入れ方針に準拠しており、入学後についても、健常者と比べて勉学に大きな負担を負わないための条件整備を行っている。⁵⁻¹⁸⁾

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

法学部では、一般入試以外に、大学入試センター試験を利用する入試、AO入試、高等部推薦、指定校・協定校推薦、また2011年度からは特別推薦にかえてスポーツ選抜など、多様な選抜方法を採用している。

一般入試は、2012年4月現在、全学日程と学部個別日程、関学独自方式日程の3回実施されている。全学日程と学部個別日程の試験科目は、外国語のほか、国語・地理歴史(日本史・世界史・地理など)・数学から2科目の計3科目であり、また関学独自方式の試験科目は英語・数学、もしくは英語とセンター入試科目(国語・数学・理科・地理歴史・公民から一科目)の2科目である。これら公平な条件による競争入試は、「学生の質」を確保するために重要な役割を果たしている。

大学入試センター試験を利用する入試は、一般入試とは異なるタイプの学生の受け入れを目指しており、1月出願は5科目もしくは3科目、3月出願は4科目もしくは3科目の成績に基づいて、可否が判定される。センター試験を利用する入試は、一般入試を補完するもので、国立大学受験

を目指して多数の教科を勉強してきた受験生が、不利益をうけることなく法学部を受験できるよう、配慮したものである。

AO入試は、芸術・学術・スポーツや国内外の社会貢献活動などで実績を有する者、学内外の活動でリーダーシップを発揮した者、外国語能力や国際交流の経験をもつ者を対象とし、第1次審査では書類審査とともに英語・日本語資料の読解・論述審査、第2次審査では面接審査を行っている。

指定校・協定校推薦入試、また高等部推薦入試は、法学部が指定校・協定校、また関西学院の高等部に対して、法学部における学修にふさわしい学生の推薦を依頼するものであり、一般入試とは異なり、高校生活全般を評価対象とすることができる。高等部推薦については、早くから関西学院で教育を受けた学生が他の入学者と融合することにより、両者にとってよい効果をもたらされることが期待されている。審査方法はいずれも、複数の審査者による面接である。

スポーツ選抜では、高い競技能力とともに学業とスポーツ活動の両立を志向する強い意志をもつ学生を受け入れるために、一定の競技実績だけでなく評定平均値3.0以上を出願資格としており、審査は書類審査とともに小論文・面接を実施している。また入学決定後から入学前の期間に、事前講習の受講を義務づけている。

留学生・帰国生徒入試は、国際化の時代に対応し、海外経験をもつ学生、海外で教育を受けた学生を受け入れるためのものであり、それぞれ日本語による筆記試験・面接、外国語(英語・仏語・独語・中国語から1科目)・小論文・面接によって審査を行っている。

以上の入試に関する要項は、関西学院公式Webサイト上で公開している。⁵⁻¹⁴⁾

なお以上の入試については公正性を担保するために、教授会内での試験取扱・面接基準に関する申し合わせに基づき、複数の法学部教員が幅広く出題・採点や面接を担当。その上で法学部入試実行小委員会・AO入試実行小委員会が評価と選考案作りを行い、これをもとに法学部教授会が審議し、最終的な入学者を決定している。^{5-68),5-69),5-70)}

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2008年度から2012年度まで5年間の入試では、入学定員680名(法律学科520名、政治学科160名)に対する入学者数比率の平均は1.00(法律学科0.97、政治学科1.07)、収容定員(法律学科2,050~2,080名、政治学科580~640名、計2,630~2,720名)に対する在籍学生数比率の平均は1.07(法律学科1.05、政治学科1.16)であり、法学部全体としては、ほぼ適正に推移している。

なお2012年度入試では、一般入試415名(うち全学日程145名、学部個別日程145名、関学独自方式日程50名、センター利用75名)、AO入試20名、指定校・協定校推薦や高等部推薦210名、スポーツ選抜30名、留学生3名、帰国生徒2名(若干名)に振り分け、入試を実施した。各種入試によって受け入れた学生の定員内比率は39.0%であり、多様な学生を受け入れる体制ができつつある。^{5-105),5-88),5-106),5-107),5-108),5-109)}

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生の募集、入学者の選抜については、各入試実施後、入試実行小委員会・AO入試実行小委員会委員会の報告をうけて教授会が検証するとともに、最終的な入学者の決定はすべて教授会が行っている。

また適切な定員の設定や入試のあり方については、入試検討委員会・教授会において、追跡調査結果の分析などを用い、適宜検討している。特に、2011年度に入試検討委員会では、過去3年間に指定校推薦で入学してきた学生の成績に関する追跡調査分析をふまえ、その後指定校としての継続について検討することを課題として設定。2012年6月の入試検討委員会・教授会では、すでに具体策を決定している。^{5-120),5-121)}

なおこうした検討に資すべく、2012年4月には入学生に対する意識調査を実施した。⁵⁻¹²²⁾

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

課題となっていた法学部全体の学生の受け入れ方針を定め、新入生の意識調査も実施した。

また2011年度より、他学部と同様、スポーツ選抜制度の導入を行うとともに、スポーツ選抜とほぼ趣旨を同じくしていた従前の指定校特別入試制度を廃止した。⁵⁻¹⁴⁾

各種入試入学者の増加により学生の多様性を高める一方、特に指定校推薦入試については、追跡調査の分析結果に基づき見直しを行ってきた。^{5-120),5-121)}

(2) 改善すべき事項

各種入試によって受け入れる学生の比率を高めるだけでなく、学生の質を確保することが必要である。⁵⁻⁸⁸⁾

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

学生の受け入れ方針に基づき追跡調査などを検証することによって、指定校・協定校推薦枠を適宜修正した。また2014年度入試から新たに関学独自方式日程大学入試センター試験を利用する入学試験(関学数学併用型)を実施する予定である。

(2) 改善すべき事項

スポーツ選抜をはじめ、各種入試については、大学による入学者の追跡調査結果と新入生の意識調査等を用いて、入試検討委員会を中心とした継続的見直しを行う。全学的な国際化方針に即して英語力を重視した入試形態についても検討をする予定である。